

改正社会福祉法実務対応セミナー

開催要項

1 趣 旨

福祉ニーズが多様化・複雑化しているなか、高い公益性と非営利性を備えた組織として、社会福祉法人の役割はますます重要なものとなっています。

平成 28 年 4 月より施行された改正社会福祉法は、すべての社会福祉法人が経営組織を見直し、再構築を図ると共に、適正な運営の確保に向け、大きく改革を進めることになりました。それに伴い、定款の変更、評議員の選任を行うなど、各社会福祉法人におかれましても取り組みが急務となっております。

本セミナーでは、定款を変更する上での留意事項や定款作成に係る実務のポイントを解説することにより、各社会福祉法人における取り組みを促すことを目的として開催致します。

- 2 主 催 沖縄県社会福祉協議会 沖縄県社会福祉法人経営者協議会
 沖縄県老人福祉施設協議会 沖縄県保育協議会 沖縄県児童養護協議会
 沖縄県身体障害児者協議会 沖縄県心身障害児者協議会

- 3 期 日 平成 28 年 10 月 19 日（水）13：30～16：45（13：00～受付開始）

- 4 会 場 沖縄県総合福祉センター 東棟 1F ゆいホール
 那覇市首里石嶺町 4－3 7 3－1

- 5 定 員 定員 200 名
 ※定員に達し次第締め切ります。

- 6 参加対象 社会福祉法人理事長、施設長、役職員、実務対応者等

- 7 参加費 (1)各 種 別 協 会 員：1 人 3,500 円（資料代、税込）
 ※「2 主催」の種別協議会の会員法人・施設となります
 (2)市町村社会福祉協議会：1 人 3,500 円（ ）
 (3)そ の 他 の 法 人：1 人 5,000 円（ ）

- 8 申込・振込期限 平成 28 年 10 月 13 日（木） 期限厳守

9 日程及び内容

13:00	13:30	13:40	16:10	16:40
受付	開 会	≪ 講 義 ≫ ※適宜休憩あり ◇ 定款変更の留意事項 ◇ 定款作成に係る実務のポイント		質疑応答

*研修内容/時間配分は、講師の都合等により変更する場合があります。

≪ 講 義 ≫ 「評議員の選定・定款変更等実務手続きのポイント」

岡崎 貴志 氏（全国社会福祉協議会 法人振興部）

- ◇ 定款変更の留意事項
- ◇ 定款作成に係る実務のポイント

10 申込方法

別紙の「参加申込書」に必要事項を御記入の上、FAXにて申してください。
(FAX送信後は、本会・担当へ着信確認の御連絡をお願いいたします。)

- 参加費については、つぎの指定口座へ振込期限までにお振込みください。
- なお、振り込み後の参加費は返金いたしませんので御了承ください。
(台風・開催の延期を除く)
- 領収書の発行はいたしません。必要な場合には事務局担当までご連絡ください。

【参加費振込先】

■振込口座：琉球銀行 石嶺支店（店番：323）普通預金 315942

■口座名義：社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会

会長 湧川 昌秀（ワクガワ マサヒデ）

※フリガナは「フク. オキナワケンシヤキョウ」と御記入をお願いいたします。

【お振込み時の注意】経理担当者へのお願い

■振込先が確認できるように、必ず御依頼人名（施設名）を先に御記入ください。

【例】「特別養護老人ホーム〇〇園」ではなく、

「〇〇園 特別養護老人ホーム」または「〇〇園（のみでもよい）」

■振込手数料は、各参加者負担となりますので、御了承ください。

11 個人情報の取り扱いについて

申込用紙に記載されております個人情報は、当研修会の運営管理の目的のみに使用し、他の目的に使用することはありません。

12 留意事項

- (1) 研修当日は、参加費の現金納付を受付しませんので、御了承ください。
- (2) 研修会場は駐車台数に限りがありますので、公共交通機関を御利用するか、お乗り合わせの上、御来場おねがいします。

- 13 申込・問合せ先 沖縄県社会福祉協議会 施設団体福祉部
沖縄県社会福祉法人経営者協議会（担当：上間・神山）
〒903-8603 那覇市首里石嶺町 4-373-1
TEL：098-887-2000 FAX：098-887-2024